2　配偶者居住権の目的となつている建物の価額は、当該建物の相続開始の時における当該配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価から前項の規定により計算した当該配偶者居住権の価額を控除した残額とする。

3　配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において同じ。）を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価額は、第一号に掲げる価額から第二号に掲げる金額を控除した残額とする。

一　当該土地の相続開始の時における当該配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価（当該建物の一部が賃貸の用に供されている場合又は被相続人が当該相続開始の直前において当該土地を他の者と共有し、若しくは当該建物をその配偶者と共有していた場合には、当該建物のうち当該賃貸の用に供されていない部分に応ずる部分又は当該被相続人の持分の割合に応ずる部分の価額として政令で定めるところにより計算した金額）

二　前号に掲げる価額に第一項第三号に掲げる割合を乗じて得た金額

4　配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地の価額は、当該土地の相続開始の時における当該配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価から前項の規定により計算した権利の価額を控除した残額とする。

第二十九条の見出し中「者に」を「者等に」に改め、同条第一項中「第四条」を「第四条第一項又は第二項」に改める。

第三十一条第二項中「第四条」を「第四条第一項又は第二項」に改める。

第三十二条第一項第三号を次のように改める。

三　遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額が確定したこと。

第三十二条第一項第七号中「第四条」を「第四条第一項又は第二項」に改める。

第三十五条第二項第五号中「第四条」を「第四条第一項又は第二項」に改める。

（地価税法の一部改正）

第四条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

別表第一第二号ロ中「第四条第一項第七号又は第五条第一項第六号」を「第四条第一項第八号又は第五条第一項第七号」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「ホ」を「ヘ」に、「、信託」を「、配偶者居住権の設定の登記、信託」に改め、同項の表地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記の項の次に次のように加える。

配偶者居住権の設定の登記	千分の一

第十七条第四項中「又は賃借権」の下に「若しくは配偶者居住権」を加える。

別表第一第一号㈢の次に次のように加える。

(三の二)　配偶者居住権の設定の登記	不動産の価額　千分の二

別表第一第一号(十二)中へをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　配偶者居住権の設定の仮登記	不動産の価額　千分の一

別表第一第三十八号㈣中「の登録」の下に「（更新の登録を除く。）」を加え、同表第百四十二号㈠中「限る」を「限り、更新の登録を除く」に改める。

（消費税法の一部改正）

第六条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「経営する販売場」の下に「（第八項に規定する臨時販売場を除く。）」を加え、同条第八項中「事前承認港湾施設内に」を削り、「国内及び国内以外の地域にわたつて行われる旅客の輸送の用に供される船舶に乗船する旅客に対し、」を「非居住者に対し、第一項に規定する」に改め、「ために」の下に「（限る。）」の下に「で次項の承認を受けた者」を加え、「同項の規定による許可を受けた」を「第六項に規定する」に改め、同条第九項を次のように改める。

9　前項の規定の適用を受けようとする事業者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けなければならない。

第三十条第十項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10　第一項の規定は、事業者が課税仕入れ（当該課税仕入れに係る資産が金又は白金の地金である場合に限る。）の相手方の本人確認書類（住民票の写しその他の財務省令で定めるものをいう。）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れに係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

11　第一項の規定は、その課税仕入れの際に、当該課税仕入れに係る資産が納付すべき消費税を納付しないで保税地域から引き取られた課税貨物に係るものである場合（当該課税仕入れを行う事業者が、当該消費税が納付されていないことを知つていた場合に限る。）には、当該課税仕入れに係る消費税額については、適用しない。

附則第十九条の二の次に次の一条を加える。

（農業協同組合中央会の特例）

第十九条の三　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条（存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更）に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条（組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例）の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものは、別表第三第一号に掲げる法人とみなして、この法律の規定その他の政令で定める法令の規定を適用する。

別表第一中「（第六条」の下に「、第十二条の二、第十二条の三」を加える。

別表第三中「第六十条」の下に「、附則第十九条の三」を加え、同表第一号の表港務局の項中「港湾法」の下に「（昭和二十五年法律第二百十八号）」を加える。

第七条　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「二万四千三百円」を「二万四千円」に改める。

（地方揮発油税法の一部改正）

第八条　地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「四千四百円」を「四千七百円」に改める。

第七条第二項、第九条第二項、第十条第一項、第十二条第三項及び第十三条第一項中「二百八十七分の四十四」を「二百八十七分の四十七」に、「二百八十七分の二百四十三」を「二百八十七分の二百四十」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第九条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の次に次の一条を加える。

（農業協同組合中央会の特例）

第九条の二　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条（存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更）に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条（組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例）の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものは、別表第二に掲げる者とみなして、この法律の規定を適用する。